大月市空き家バンク実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大月市における空き家の有効活用を通して、大月市民と都市住民の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　空き家　個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物又は土地を除く。

(2)　所有者等　空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。

(3)　空き家バンク　大月市内に存在する空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を公開し、市内へ定住等を目的として、空き家の利用を希望し登録する者に対し、紹介を行うシステムをいう。

（適用上の注意）

第３条　この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

（空き家の登録申込み等）

第４条　空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（様式第１号）に空き家バンク登録カード（様式第２号。以下「登録カード」という。）を添えて、必要事項を記入の上、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、登録番号を付して空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

３　市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第３号）により、当該所有者等に通知するものとする。

４　市長は、第２項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第５条　前条第３項の規定による登録の通知を受けた者（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届書（様式第４号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の抹消）

第６条　市長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録か

ら２年を経過したとき又は空き家バンク登録抹消届出書（様式第５号）の提出があったときは、当該空き家バンク登録台帳の登録を抹消するとともに、その旨を空き家バンク登録抹消通知書（様式第６号）により当該空き家登録者に通知するものとする。ただし、登録から２年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとする。

（利用登録及び情報提供）

第７条　空き家バンクの利用を希望する者が、空き家登録者の登録された情報の提供を受けようとするときは、空き家バンク利用登録申込書（様式第７号）により市長に申し込むものとする。

２　市長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかの要件を満たす者か確認の上、適切であると認めたときは空き家バンク利用登録台帳に登録し、空き家バンク利用登録完了通知書（様式第８号）により当該申込者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

(1)　空き家に定住又は定期的に滞在して、農業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(2)　空き家に定住又は定期的に滞在し、地域住民と協調して生活しようとする者

(3)　その他市長が適当と認めた者

３　市長は、空き家登録者の登録された必要な情報を公開するとともに、その情報を利用登録者に提供するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第８条　前条第２項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届書（様式第９号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録抹消）

第９条　市長は、利用登録者が次のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第 10 号）を当該利用登録者に通知するものとする。

(1)　第７条第２項に規定する要件を欠く者と認められるとき。

(2)　空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。

(3)　申込み内容に虚偽があったとき。

(4)　空き家バンク利用登録抹消届出書（様式第 11 号）の提出があったとき。

(5)　利用登録から２年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りではない。

(6)　その他市長が適当でないと認めたとき。

（交渉の申込み及び通知）

第 10 条　交渉を申し込みたい登録物件のある利用登録者は、空き家バンク物件交渉申込書（様式第 12 号）に誓約書（様式第 13 号）を添えて、希望物件の登録番号その他必要な事項を記入し、市長に申し込むものとする。

２　市長は、前項の規定により申込みのあった場合には、その内容等を確認の上、適切であると認めたときは、当該希望物件の空き家登録者にその旨を通知するものとする。

３　前項の通知を受けた空き家登録者は、遅滞なく当該利用登録者へ回答し、市長にその回答内容を報告するものとする。

（空き家登録者と利用登録者の交渉等）

第 11 条　市長は、空き家登録者と利用登録者が行う空き家の売買、賃貸借に関する交渉並びに契約については、直接これに関与しないものとする。

２　契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

（その他）

第 12 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

大 月 市 長　　様

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話番号＿＿＿＿＿-＿＿＿＿-＿＿＿＿

空き家バンク登録申込書

大月市空き家バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で、同要綱第４条第１項の規定により、空き家バンクへ登録を申し込みます。

１　契約交渉については、次の方法を選択します。
※いずれかの（　　）内に〇を記入してください。

（　　）直接型
契約交渉に関わるすべてについて、空き家登録者と利用登録者の両者間で責任をもって行います。

（　　）間接型
契約交渉に関わるすべてについて、（社）山梨県宅地建物取引業協会へ媒介を依頼します。併せて、同協会へ情報の提供を承諾します。

２　登録内容は、別紙空き家バンク登録カード（様式第２号）に記載のとおりです。

３　家屋情報等の確認のため、市の税情報の使用を認めます。

注(1)　大月市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「空き家登録者」と「利用登録者」間で行う物件の賃貸借･売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行いません。また、登録する物件についての各種法令等の適合状況については、「空き家登録者」と「利用登録者」間で確認していただきます。なお、(社)山梨県宅地建物取引業協会へ依頼する際の仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第46条第１項の規定に基づく額の範囲となります。

(2)　大月市個人情報保護条例（平成15年大月市条例第１号）の規定の趣旨に基づき、申し込みされた個人情報は「利用登録者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第３号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

申　請　者　　様

大月市長　　印

空き家バンク登録完了通知書

大月市空き家バンク実施要綱第４条第２項の規定により、空き家バンクへの登録が完了したので通知いたします。

登録番号　：　第　　号

登 録 日　：　　年　　月　　日

有効期限　：　　年　　月　　日

※変更等生じた場合、速やかに手続を行ってください。

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

大 月 市 長　　様

申　請　者　　印

空き家バンク登録変更届書

大月市空き家バンク実施要綱第５条の規定により、登録台帳の変更をお願いします。

登録番号　：　第　　号

変更内容　：　　様式第２号による

※登録変更の場合、様式第２号へ登録番号及び変更箇所を記載し、提出してください。

様式第５号（第６条関係）

年　　月　　日

大 月 市 長　　様

申　請　者　　印

空き家バンク登録抹消届出書

大月市空き家バンク実施要綱第６条の規定により、空き家バンクへの登録を抹消したいので、届出いたします。

登録番号　：　第　　号

抹消理由　：

様式第６号（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

申　請　者　　様

大月市長　　印

空き家バンク登録抹消通知書

大月市空き家バンク実施要綱第６条の規定により、空き家バンクへの登録を抹消したので通知します。

登録番号　：　第　　号

抹消理由　：

様式第７号（第７条関係）

年　　月　　日

大 月 市 長　　様

（申請者）住　　所

氏　　名　　印

年　　齢　　歳

電 話 番 号　（自宅）　　-　　-

（携帯）　　-　　-

ファックス番号　　-　　-

Ｅ－ｍａｉｌ　　@

空き家バンク利用登録申込書

大月市空き家バンク実施要綱第７条第１項の規定により、次のとおり利用を申し込みます。

利用目的		
希望条件等		
利用方法等	定住等の別	１　定住 ２　定期的利用 ３　その他（　　）
	売買又は賃貸の別及び希望価格	１　買いたい　希望価格　　円程度 ２　借りたい　希望家賃　　円／月程度 ３　どちらでもよい（上記１、２に金額を記入）
	居住予定人数	人
情報閲覧方法	１　インターネット　２　来庁　３　郵送 ４　ＦＡＸ　５　Ｅメール　６　その他（　　）	

大月市個人情報保護条例（平成15年大月市条例第１号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第８号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

申　請　者　　様

大月市長　　印

空き家バンク利用登録完了通知書

大月市空き家バンク実施要綱第７条第２項の規定により、空き家バンクへの利用登録が完了したので通知します。

登録番号　：　第　　号

住　　所　：

氏　　名　：

登 録 日　：　　年　　月　　日

有効期限　：　　年　　月　　日

※変更等生じた場合、速やかに手続きを行ってください。

様式第９号（第８条関係）

年　　月　　日

大 月 市 長　　様

申　請　者　　印

空き家バンク利用登録変更届書

大月市空き家バンク実施要綱第８条の規定により、下記のとおり空き家バンク利用登録の変更をお願いします。

登録番号　：　第　　号

住　　所　：

氏　　名　：

変更内容　：

様式第１０号（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

申　請　者　　様

大月市長　　印

空き家バンク利用登録抹消通知書

大月市空き家バンク実施要綱第９条の規定により、空き家バンク利用登録を抹消したので通知します。

登録番号　：　第　　号

住　　所　：

氏　　名　：　　様

抹消理由　：

様式第１１号（第９条関係）

年　　月　　日

大 月 市 長　　様

申　請　者　　印

空き家バンク利用登録抹消届出書

大月市空き家バンク実施要綱第９条の規定により、空き家バンクへの利用登録を抹消したいので、届出いたします。

登録番号　：　第　　号

住　　所　：

氏　　名　：

抹消理由　：

様式第１２号（第１０条関係）

年　　月　　日

大 月 市 長　　様

（申請者）住　　所

氏　　名　　印

年　　齢　　歳

電 話 番 号　（自宅）　　-　　-

（携帯）　　-　　-

ファックス番号　　-　　-

Ｅ－ｍａｉｌ　　@

空き家バンク物件交渉申込書

大月市空き家バンク実施要綱第１０条の規定により、次の物件の交渉を申し込みます。

希望物件番号	番		
家族の状況 （同居する方のみ）	氏　　名	続　柄	年　齢
利用形態	１　定住 ２　定期的利用 ３　その他（　　）		

大月市個人情報保護条例（平成15年大月市条例第１号）の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「登録者」「登録者の媒介を行う業者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。

様式第１３号（第１０条関係）

誓　　約　　書

大 月 市 長　　様

私は、大月市空き家バンクの交渉にあたり、空き家バンク実施要綱第７条第２項に規定する要件を満たす者であること及び空き家を利用することとなったときは、大月市の生活文化、自然環境等への理解を深め、居住者としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努めることをここに誓約します。

なお、この制度で得た情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

年　　月　　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印